

## 株 主 各 位

東京都港区三田二丁目11番15号  
**川崎地質株式会社**  
代表取締役社長 梶本 泰浩

### 第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

なお、当日のご出席に代えて書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示され2023年2月24日（金曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 日 時 2023年2月27日（月曜日）午前10時（受付開始（予定）午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル地下1階  
三田NNホール（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第72期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）事業報告および計算書類報告の件
- 決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. その他株主総会招集に関する事項  
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。 以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kge.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 第72期事業報告

(2021年12月1日から  
2022年11月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国は、2022年初からのコロナ変異株の急速な拡大に加え2月24日ロシアによるウクライナ侵攻から政情不安も急速に拡大しました。

その後急激な原油価格高騰、米国のたび重なる金融引締めから急速に円安が進み資材や食料品価格の急激な値上げ等もあり、本邦個人消費の動向に不透明感はあるものの、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進みつつあります。

こうした中で、当社を取り巻く建設コンサルタント及び地質調査業界におきましては、国が策定した「防災・減災、国土強靱化の5か年加速化対策」の施行により、国内公共事業を取り巻く環境はおおむね堅調に推移しています。

当社は事業内容の性質上、一般的に新型コロナウイルス感染症の影響は低い事業であり、現時点では着工中案件の中断等は無いものの、当社社員をはじめとする関係者の安全を最優先とする方針のもと在宅勤務・時差通勤、会議等のWEB化等の推進や、業務中のマスク着用徹底等感染予防やその拡大防止に対して適切な管理体制を継続しすでに乗軌化しております。

こうした状況の中、当社はコア技術を活かした点検、診断、維持対策工法検討等、予防保全業務に注力するとともに、地質リスクに対応した保有・先端技術を活かした提案力をもって、国土強靱化推進業務をはじめとする自然災害・防災関連等の業務、道路・下水道維持管理をはじめとするインフラメンテナンス業務、再生可能エネルギー、海洋資源開発等、関連業務に全社員協力一致のもと取り組んだ結果、当事業年度の経営成績は、次のとおりとなりました。

受注高は、期首より堅調に推移しましたが、下期の伸び悩みもあり82億94百万円（前事業年度比6億77百万円減（7.6%減））となりました。

売上高は93億83百万円（前事業年度比6億28百万円増（7.2%増））、営業利益5億15百万円（前事業年度比14百万円増（2.9%増））、経常利益5億94百万円（前事業年度比35百万円増（6.4%増））、当期純利益は3億30百万円（前事業年度比13百万円減（4.0%減））となりました。

（対象区分別の売上構成）

（単位：千円）

事業の内容	対象区分	内 容	金 額	前期比	構成比
地質調査 土質調査	治山・治水 農林・水産	河川・ダム・砂防・治山・海岸・ 地すべり・急傾斜・農地造成・干 拓・埋め立て・農業水路・農道・ 林道・漁港・漁場	2,431,362	93.36	25.91
	運輸施設 上下水道 情報通信	道路・鉄道・橋梁・トンネル・港 湾・空港・浚渫・人工島・上下水 道・情報・通信	3,896,232	108.30	41.52
防災調査 海洋調査	建築・土地 造成	超高層建物・一般建築物・鉄塔・ レジャー施設・地域再開発・土地 造成	384,558	109.22	4.10
測 量 建設計画	エネルギー ・資源	発電所・送電・備蓄施設・地熱エ ネルギー・自然エネルギー・水資 源・温泉・鉱床・海底資源	2,151,325	126.23	22.93
設 計 施工管理	環 境 災 害 保 全	土壌・騒音・振動・水質・大気・ 動植物生態調査・廃棄物処理施 設・地盤沈下・地震災害・火山災 害	477,679	104.37	5.09
工 事	そ の 他	遺跡・埋蔵文化財・学術調査・基 礎調査・その他	42,275	107.93	0.45
	合 計		9,383,433	107.17	100.00

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました、当社の設備投資の総額は300,028千円で、その主なものはシステム更新および弊社研究所新築工事に伴うものであります。

(3) 資金調達の状況

特記事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 第72期の業績レビュー

第5次中期経営計画初年度の第72期の業績は下表のとおりで、第71期に対し増収・増益となりました。これは前期に引き続き国土強靱化や再生可能エネルギー関連の業務受注に支えられたため、地方自治体の発注状況や業界内での競争激化等の当社に係る受注環境は大きく変化していません。

##### (第70～72期の業績レビュー)

	売上高 (円)			営業利益 (円)				当期純利益 (円)
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	売上比	実績
70期	78.5億	76.6億	97.6%	1.60億	1.72億	107.5%	2.24%	1.16億
71期	78.7億	87.5億	111.1%	1.85億	5.01億	270.4%	5.73%	3.44億
72期	84.8億	93.8億	110.7%	3.22億	5.15億	160.2%	5.50%	3.30億

##### ② 第5次中期経営計画の取り組み

同計画（第72～74期）では、企業価値を向上させて将来に亘って安定した利益を確保し持続的に発展していけるよう、下表に示す中・長期ビジョンを定め、具体的な業務改善に取り組むことでサステナビリティ経営の推進に努めています。

##### (第5次中期経営計画の取り組み（第72～74期）)

ビジョン	取組み	内容
経営基盤の強化	人材確保	新卒採用維持、中途採用強化、定年延長
	ダイバーシティ	次世代育成推進、女性活躍推進
	I R強化	ホームページ拡充、個人投資家説明会
	B C P対策強化	大規模地震危機ガイドライン、備蓄食料、防災訓練
技術力向上	D X推進	業務の効率化・省人化、B I M / C I M活用等
	人材育成	基礎研修・専門研修の拡充、社内インターンシップ
組織体制・事業活動の改善	研究開発促進	微動アレイ探査、I C T岩盤観察、A I能力向上等
	人事制度改訂	マネジメント強化、貢献度・成長度の適切な評価
	事業領域拡大	コンサル業務対応強化、M&A
	成長分野強化	再エネ事業（洋上風力発電）、老朽化インフラ整備事業

- ・得意分野に係る解析・設計等の業務量を拡大し、利益を確保します。
- 対象業務の全体に占める割合は売上高で19.9%（第71期19.2%）、粗利益で24.2%（同22.7%）でした。引き続き、対応力を強化します。

- ・得意分野や成長分野において事業推進を強化します。
- 海洋調査部門を一つの組織に統合し、物理探査からボーリングまでワンストップでサービスを提供する体制を整備しました。この結果、第72期の同部門売り上げは13.0億円（第71期9.0億円、第70期10.3億円）となりました。海上鋼製櫓の増設、CPT調査船所有企業との営業提携等も実施し、引き続き受注拡大に努めてまいります。
- ・将来に亘って持続的に発展する企業を目指し、企業価値を向上します。
- 定年延長、人事制度改訂、育児に伴う短時間勤務制度改訂、リモートワーク促進、リフレッシュ休暇制度改訂等、職場環境の整備を進めています。引き続き、当社の実情に即した改善を行い、企業価値とともに社員満足度向上に努めます。

創立80周年を迎える第73期は、上記の改善取組みを強化し、上場企業として将来に亘って安定した経営基盤構築を目指してまいります。

参考：第5次中期経営計画 <https://www.kge.co.jp/medium-term-plan.html>

個人投資家説明資料 <https://www.kge.co.jp/investor.html>

## (5) 財産および損益の状況の推移

項 目	第 69 期 (2019年度)	第 70 期 (2020年度)	第 71 期 (2021年度)	第 72 期 (2022年度)
売上高(千円)	7,597,027	7,663,581	8,755,254	9,383,433
営業利益(千円)	125,166	172,034	501,288	515,774
経常利益(千円)	184,947	256,323	558,482	594,475
当期純利益(千円)	141,053	116,784	344,031	330,139
1株当たり当期純利益	163円89銭	135円57銭	398円71銭	381円06銭
総資産(千円)	7,525,416	8,015,620	8,281,208	8,613,081
純資産(千円)	3,263,372	3,329,902	3,686,096	4,009,603
自己資本当期純利益率(%)	4.4	3.5	9.8	8.6

(注) 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数および「株式給付信託(BBT)」制度に残存する当社の株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

該当事項はありません。

(注) 当社は、2022年12月16日付で株式会社ユニオン・コンサルタントの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

## (7) 主要な事業内容 (2022年11月30日現在)

当社は、建設工事に関連する地質調査、土質調査を中心に環境・防災・海洋調査業務等を行い、これらに関連する測量、建設計画、設計等の業務および工事を事業としております。

(8) 主要な事業所 (2022年11月30日現在)

本 社	東京都港区三田二丁目11番15号
関 東 支 社	東京都港区三田二丁目11番15号
海洋・エネルギー 事 業 部	東京都港区三田二丁目11番15号
北 関 東 支 店	埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目44番1号
横 浜 支 店	神奈川県横浜市中区真砂町四丁目43番地
北 海 道 支 店	北海道札幌市中央区北1条東二丁目5番2号
北 日 本 支 社	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番16号
北 陸 支 店	新潟県新潟市中央区紫竹山五丁目7番5号
中 部 支 社	愛知県名古屋市中東区上社二丁目184番地
西 日 本 支 社	大阪府大阪市西区北堀江二丁目2番25号
神 戸 支 店	兵庫県神戸市中央区花隈町3番35号
中 国 支 店	岡山県岡山市北区柳町一丁目1番1号
四 国 支 店	愛媛県松山市空港通三丁目12番12号
九 州 支 社	福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目8番34号
事務所・営業所	釧路・函館・青森・盛岡・宮古・秋田・山形・福島・ 宇都宮・群馬・水戸・千葉・川崎・長野・浜松・佐渡・上 越・岐阜・三重・南大阪・滋賀・奈良・和歌山・広島・山 口・高知・大分・長崎・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄
駐在員事務所	ベトナム国ハノイ

(9) 従業員の状況 (2022年11月30日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
347名	15名増

(注) 従業員人数には理事2名を含み、社外への出向者2名および休職者を除いております。

(10) 主要な借入先 (2022年11月30日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高 ( 千 円 )
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	700,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	600,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	300,000
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	100,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	100,000
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	25,000

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年11月30日現在)

- (1) 発行済株式の総数 1,057,980株  
 (2) 発行可能株式総数 3,400,000株  
 (3) 株主数 968名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	82,514	9.28%
三 木 幸 藏	56,000	6.30
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	42,357	4.76
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	32,973	3.71
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	32,180	3.62
川 崎 地 質 従 業 員 持 株 会	25,431	2.86
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	24,120	2.71
内 藤 正	22,220	2.50
友 田 万 里 子	22,000	2.47
友 田 剛 嗣	16,600	1.87

(注) 1. 持株比率は自己株式(168,930株)を控除して記載しております。

2. 株式会社日本カストディ銀行(信託E口)の所有株式数は、役員への業績報酬の一環である「株式給付信託(BBT)制度」および従業員の福利厚生サービスの一環である「株式給付信託(J-E SOP)制度」を含んでおります。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取 締 役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	2,385株	8名
社 外 取 締 役 (監査等委員であるものを除く)	—	—
監 査 等 委 員 である 取 締 役	—	—

(注) 上記は退任した当社役員に対して交付された株式も含めて記載されております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。



## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等 (2022年11月30日現在)

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
内藤 正	代表取締役会長	
栃本 泰浩	代表取締役社長	
中山 健二	取締役常務執行役員	監査統括部長
太田 史朗	取締役常務執行役員	企画・技術本部長兼 東日本事業・西日本事業管掌
土子 雄一	取締役執行役員	経営管理本部財務企画部長
関 昌一	取締役執行役員	経営管理本部長
相山 外代司	取締役 (常勤監査等委員)	
今井 實	取締役 (監査等委員)	税 理 士
小代 順治	取締役 (監査等委員)	弁 護 士

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 今井實、小代順治の両氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 今井實氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 (監査等委員) 小代順治氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役 (監査等委員) 相山外代司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は今井實氏を取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
6. 当事業年度中における取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日	異動後	異動年月日
太田史朗	取締役常務執行役員 事業企画部長兼 東日本事業管掌	取締役常務執行役員 事業企画部長兼 東日本事業・ 西日本事業管掌	2022年2月25日	取締役常務執行役員 企画・技術本部長 兼東日本事業・ 西日本事業管掌	2022年4月1日

### 7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で、締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の対象者(役員、執行役員、重要な使用人等)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償請求による損害が填補されることとなります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 (監査等委員) 相山外代司氏、今井實氏および小代順治氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額としております。

### (3) 取締役の報酬等

#### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の限度額は2016年2月26日開催の第65期定時株主総会において年額180,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は同総会において年額38,400千円以内と決議しておりますが、当該決議時の取締役員数は取締役（監査等委員である取締役を除く）が8名、監査等委員である取締役は3名であります。役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に係る方針につきましては、以下のとおりであります。

なお取締役会は当事業年度に係る報酬等についてその内容の決定方法やその決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

#### 2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）

取締役の報酬等は、各取締役の職責や役位に応じて支給する基本報酬と、会社業績に応じて支給する賞与および株式報酬で構成されております。

基本報酬は月例の固定報酬とし、代表取締役会長 内藤正（経営全般）と代表取締役社長 栃本泰浩（事業推進全般）が株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役職、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。2名の代表取締役を決定権者とした理由は、各取締役の当社全体の業績等への関与・責任度合いについて評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

賞与は定性評価基準として、各取締役の経営への貢献度（使用人部分を除く）を総合的に評価しております。

株式報酬は定量評価の基準として、売上高・営業利益の年度毎の達成状況を評価し役位に応じてポイントを付与しております。当該指標を定量評価の基準としている理由といたしましては、当社株価の変動を大きく左右すると判断したためであります。

なお、当事業年度は売上高、営業利益ともに目標を達成したため、最終ポイント付与時の達成係数は、1.0を採用しました。

なお、株式報酬は上記取締役報酬の限度額とは別額であります。本株式報酬は監査等委員を除く取締役と執行役員、理事を対象として2017年2月24日開催の第66期定時株主総会において1事業年度当たり32,000株（うち取締役分として16,000株）を上限として決議しております。当該決議時の取締役員数（監査等委員を除く）は8名であります。

### 3. 監査等委員である取締役

監査等委員の報酬等の額は、固定報酬である「基本報酬」のみで構成し、その具体的な金額は、①に記載の限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議の上、定めております。

## ② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬 (BBT)	
取締役 (監査等委員を除く)	59,610	46,320	8,590	4,700	8
取締役 (監査等委員)	8,958	8,958	—	—	1
社外取締役 (監査等委員)	6,000	6,000	—	—	2

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は6名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）であります。
2. 上記には2022年2月25日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 株式報酬（BBT）の対象となっている取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）は6名です。
4. 当事業年度における業績連動報酬は賞与および株式報酬（BBT）であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）  
および当社と当該他の法人等との関係
  - ・ 該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
  - ・ 該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	今 井 實	当事業年度に開催された取締役会に15回中14回出席し、監査等委員会に14回中13回出席いたしました。 税理士の資格を有し、特に財務会計について最新の知見をもって、会計監査人との面談や取締役会および監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小 代 順 治	当事業年度に開催された取締役会に15回中15回出席し、監査等委員会に14回中14回出席いたしました。 弁護士の資格を有し、特にコンプライアンスについての最新の知見をもって、会計監査人との面談や取締役会および監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 みおぎ監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支払額（千円）
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、関係部門および会計監査人より必要な情報の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められた場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任の方針に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 法令遵守体制の円滑な運営を図るために、当社行動綱紀、コンプライアンス規程を定める。内部統制委員会を設け、内部統制システムの構築・改善・維持を推進する。法令遵守・内部統制の実施・維持は監査統括部が担当する。法令遵守・内部統制に係る規程・ガイドラインの策定等の立案は各担当部署においてもできるものとする。
- ロ 取締役は、当社における重大な法令違反、その他法令遵守に関する重大な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告し、遅滞なく取締役会にも報告するものとする。
- ハ 法令違反、その他法令遵守に関する重大な事実についての社内報告体制を担保するために、社内通報規程に基づき社内通報システムを整備する。
- ニ 監査等委員は、当社の法令遵守体制、社内通報システムの運用に問題があると認められる場合には、改善の策定を求めることができる。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内情報管理規程・文書管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索できる状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

#### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当社は、業務執行に係るリスクについて、個々の管理責任者をおき、リスクの把握と管理をする体制を整備する。
- ロ リスク管理体制の円滑な運用を図るためリスク管理規程を定め、個々のリスクについては、管理責任者が、リスク管理並びに対応・対処を行う。重大なる不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて情報連絡チームや社外アドバイザーを組織し、迅速な対応を行い、被害損失の拡大を防止する。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回、必要に応じて適時臨時の取締役会を開催し、その審議を経て執行決定を行う。
  - ロ 取締役会の決定に基づく業務執行は、当社規程の定めに基づき実施する。
  
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制  
当社が、企業集団として経営する体制となったときに本項を規定する。
  
- ⑥ 当社の監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制、及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び社員に対する指示の実効性確保に関する事項
  - イ 監査等委員の職務を補助する取締役及び使用人に関する監査等委員補助者規程を定め、監査等委員からの申請があったときに監査等委員補助者を任命する。
  - ロ 監査等委員補助者の人事に係る事項は、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会が決定し、監査等委員補助者の独立性を確保する。
  - ハ 監査等委員からの指示の実効性を確保するため、監査等委員補助者は、その職務に関して監査等委員の指揮命令のみに服す。
  
- ⑦ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制、並びに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
  - イ 取締役及び使用人は、法令違反並びに法令遵守に関する重大な事実が当社業務や業績に重要な影響をおよぼすと判断される場合には、都度、監査等委員会に報告するものとする。監査等委員会が選定する監査等委員は、前記に関わらず、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - ロ 社内通報規程の運用により、監査等委員会への法令違反・その他法令遵守に関する円滑な報告体制を確保する。
  - ハ 当社は、上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

- ⑧ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じないとともに、取引関係も含めた一切の関係を遮断する。また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は監査等委員会制度を採用しており、取締役会、監査等委員会の各機関を設置しております。取締役会は監査等委員である取締役3名を含む9名で構成されており、監査等委員会は1名の取締役（常勤監査等委員）と2名の社外取締役（監査等委員）で構成されています。

当社は、取締役会において内部統制基本方針の見直しを定期的に行い、その実施状況を、毎月開催する取締役会で報告する体制を採っております。当社業務の執行状況が当社取締役会で報告されることにより、社外取締役が独立した立場から当社の経営に関する監視ができる体制を整備しております。

また、取締役（常勤監査等委員）は、当社取締役会のほか社内的重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。



# 貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,045,283</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,434,886</b>
現金及び預金	761,802	調査未払金	467,584
受取手形	34,400	短期借入金	1,800,000
完成調査未収入金及び契約資産	3,688,027	一年内償還予定社債	100,000
未成調査支出金	484,373	一年内返済予定長期借入金	25,000
材料貯蔵品	790	リース債務	95,797
前払費用	64,981	未払金	20,407
その他	11,280	未払費用	454,144
貸倒引当金	△372	未払消費税等	95,546
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,567,797</b>	未払法人税等	146,104
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,540,405</b>	未成調査受入金	180,467
建物	663,114	預り金	49,063
構築物	3,138	前受収益	770
機械及び装置	163,122	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,168,591</b>
車両運搬具	0	社債	300,000
工具、器具及び備品	2,094	リース債務	226,396
土地	1,453,068	退職給付引当金	581,356
リース資産	255,867	長期未払金	4,006
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>78,479</b>	預り保証金	56,832
ソフトウェア	19,875	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,603,478</b>
リース資産	55,229	<b>純 資 産 の 部</b>	
電話加入権	3,374	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,806,426</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>948,913</b>	資本金	819,965
投資有価証券	490,763	資本剰余金	826,345
関係会社株式	16,000	資本準備金	826,345
出資金	8,540	利益剰余金	2,698,117
長期貸付金	1,084	利益準備金	143,748
長期前払費用	105,866	その他利益剰余金	2,554,368
繰延税金資産	205,899	買換資産圧縮積立金	82,208
差入保証金	43,059	別途積立金	1,126,000
その他	80,700	繰越利益剰余金	1,346,160
貸倒引当金	△3,000	<b>自 己 株 式</b>	<b>△538,001</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,613,081</b>	評価・換算差額等	203,177
		その他有価証券評価差額金	203,177
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,009,603</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>8,613,081</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年12月1日から  
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,383,433
売 上 原 価		6,576,503
売 上 総 利 益		2,806,930
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,291,155
営 業 利 益		515,774
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	13,636	
雑 収 入	97,859	111,496
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,943	
雑 損 失	18,852	32,795
経 常 利 益		594,475
特 別 損 失		
減 損 損 失	52,115	
固 定 資 産 除 却 損	6,637	58,753
税 引 前 当 期 純 利 益		535,721
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	248,290	
法 人 税 等 調 整 額	△42,708	205,582
当 期 純 利 益		330,139

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から  
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金						
					買換資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
2021年12月1日 期首残高	819,965	826,345	826,345	143,748	82,208	1,126,000	1,060,473	2,412,431	△548,328	3,510,412	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当							△44,453	△44,453		△44,453	
当期純利益							330,139	330,139		330,139	
自己株式の取得									△59	△59	
株式給付信託による自己株式の処分									10,387	10,387	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	285,686	285,686	10,327	296,014	
2022年11月30日期末残高	819,965	826,345	826,345	143,748	82,208	1,126,000	1,346,160	2,698,117	△538,001	3,806,426	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年12月1日 期首残高	175,684	175,684	3,686,096
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		-	△44,453
当期純利益		-	330,139
自己株式の取得		-	△59
株式給付信託による自己株式の処分		-	10,387
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	27,492	27,492	27,492
事業年度中の変動額合計	27,492	27,492	323,506
2022年11月30日期末残高	203,177	203,177	4,009,603

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

未成調査支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

材料貯蔵品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法

主な耐用年数

建物 4～46年

機械及び装置 2～8年

無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

（リース資産を除く）

リース資産……………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

### 4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員等の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

## 5. 収益および費用の計上基準

約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれている金額で収益を認識することとしております。

従来は進捗部分についての成果の確実性が認められる業務については工事進行基準を、その他の業務については工事完成基準を適用していましたが、少額又は期間のごく短い業務を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

### （会計方針の変更に関する注記）

#### （収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれている金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる業務については工事進行基準を、その他の業務については工事完成基準を適用していましたが、少額又は期間のごく短い業務を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替を行っておりません。

#### （時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識する売上高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 7,083,409千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積の内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識する売上高については、決算日までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度を見積り、工事収益総額に工事進捗度を乗じて算出しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

「工事原価総額」

契約案件ごとの実行予算に基づいて見積もっております。実行予算の策定にあたっては施工方法や仕様内容、作業工程に応じて人件費や外注費等の工数を積み上げて策定しております。また、調査着手後も継続的に実行予算に基づく工事原価の事前の見積と実績を対比することによって、適時・適切に工事原価総額の見積の見直しを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

工事原価総額の見積りは、仕様の変更、外注費の変動、自然災害やパンデミック（世界的流行病）発生等による調査の中断、実行予算策定時に顕在化していなかった事象の発生等の様々な要因により変動する可能性があり、その結果、翌事業年度の計算書類において、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり認識する売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社株式を交付する取引)

(1) 役員株式給付信託（ＢＢＴ）

当社は、役員等に対して業績や株価を意識した経営を動機付け、かつ株主との利益意識を共有することを目的として「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた役員株式給付規程に基づき、受益者要件を満たした者に対して当社株式を給付する仕組みです。給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

## ② 会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じております。

## ③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、53,535千円、21,414株であります。

## (2) 従業員株式給付信託（J-E S O P）

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「従業員株式給付信託（J-E S O P）」を導入しております。

### ① 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続や成果に応じてポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。退職者に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

また、信託銀行は制度加入者である当社従業員（信託管理人）の指図に基づき議決権行使します。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

### ② 会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

### ③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

ア 信託における帳簿価額は前事業年度162,797千円、当事業年度160,693千円であります。

信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しておりません。

イ 期末株式数は、前事業年度は61,900株、当事業年度は61,100株であります。期中平均株式数は、前事業年度は62,115株、当事業年度は61,777株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の計算上、控除する自己株式数に含めておりません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		1,833,344千円
2. 担保資産		
担保に供している資産	建物	354,737千円
	土地	1,173,779千円
上記に対応する債務	短期借入金	800,000千円
	1年内償還予定社債	100,000千円
	社債	300,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高		
売上高		一千円
仕入高		25,480千円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
北陸支店（新潟県新潟市）	事業用資産	土 地

当社は、原則として、事業用資産は支社・支店等の独立した会計単位、貸貸用資産は物件単位のグルーピングを行い、減損損失の判定をしております。

当事業年度において、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（52,115千円）として特別損失に計上しました。その内訳は土地52,115千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、路線価による相続税評価額又は固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額により評価しております。



(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,057,980	—	—	1,057,980
合計	1,057,980	—	—	1,057,980
自己株式				
普通株式	194,475	24	4,155	190,344
合計	194,475	24	4,155	190,344

- (注) 1. 普通株式の自己株式の当期末株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する「株式給付信託(BBT)制度」の株式が含まれております。  
 2. 自己株式(普通株式)の増加24株は単元未満株式の買取によるものであります。  
 3. 自己株式(普通株式)の減少4,155株は「株式給付信託(BBT)制度」の保有残高減少によるものです。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った配当金の支払い額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年2月25日 定時株主総会	普通株式	22,226千円	25円	2021年 11月30日	2022年 2月28日
2022年7月13日 取締役会	普通株式	22,226千円	25円	2022年 5月31日	2022年 8月5日

(注) 2022年2月25日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(J-E SOP)および株式給付信託(BBT)制度」が保有する当社株式に対する配当金2,186千円が含まれており、2022年7月13日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(J-E SOP)および株式給付信託(BBT)制度」が保有する当社株式に対する配当金2,082千円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
 次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年2月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,226千円	25円	2022年 11月30日	2023年 2月28日

(注) 2023年2月27日定時株主総会決議予定による配当金の総額には、「株式給付信託(J-E SOP)および株式給付信託(BBT)制度」が保有する当社株式に対する配当金2,062千円が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	10,665千円
未払事業所税	1,369千円
退職給付引当金	178,011千円
長期未払金	1,226千円
減損損失	15,957千円
投資有価証券評価損	2,798千円
関係会社株式評価損	1,530千円
賞与	111,516千円
その他	28,441千円
	<hr/>
繰延税金資産の小計	351,508千円
評価性引当額	△22,585千円
	<hr/>
繰延税金資産の合計	328,923千円
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	36,281千円
その他有価証券評価差額金	86,741千円
	<hr/>
繰延税金負債の合計	123,023千円
	<hr/>
繰延税金資産の純額	205,899千円
	<hr/>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に銀行借入で調達しております。また、一時的な余資は運転資金として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および完成調査未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である調査未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払いであります。

社債および借入金の用途は運転資金（主として短期）および設備等投資資金（長期）であり、償還日（又は返済期日）は決算後、最長で4年あります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権につきましては、販売管理規程に従い、各支社支店が取引先の状況を定期的にモニタリングし、残高を管理するとともに回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年11月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、受取手形、完成調査未収入金、調査未払金、短期借入金については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	469,763	469,763	—
資 産 計	469,763	469,763	—
(1) 長期借入金(※)	25,000	25,039	39
(2) 社債(※)	400,000	398,915	△1,084
負 債 計	425,000	423,954	△1,045

(※) 一年内返済予定長期借入金および一年内償還予定社債を含めております。

(注) 1. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式	21,000
関 係 会 社 株 式	16,000

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	761,802	—	—	—
(2) 受取手形	34,400	—	—	—
(3) 完成調査未収入金	841,969	—	—	—
合 計	1,638,172	—	—	—

### 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	25,000	—	—	—

### 4. 社債の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
社債	100,000	300,000	—	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	469,763	—	—	469,763
資 産 計	469,763	—	—	469,763

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	25,039	—	25,039
社債	—	398,915	—	398,915
負債計	—	423,954	—	423,954

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、主に東京都港区区内において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビルを所有しております。なお、その一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

当該賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額、当事業年度増減額および時価は次のとおりであります。

貸借対照表計上額(千円)			当事業年度末の時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,496,740	△17,727	1,479,013	2,421,453

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 当事業年度増減額のうち、増加はなく減少は減価償却(17,727千円)であります。  
3. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づいております。

また、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する2022年11月期における損益は次のとおりであります。

賃貸収益(千円)	賃貸費用(千円)	差額(千円)	その他(売却損益等) (千円)
68,860	23,535	45,325	—

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、オフィスとして当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益および当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)は計上されておられません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

(1) 収益の分解

当社は、建設コンサルタント事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	建設コンサルタント事業		
	一時点で移転される財又はサービス	一定期間にわたり移転される財又はサービス	合計
国・官公庁	158,423	2,335,103	2,493,526
地方公共団体	674,776	863,349	1,538,126
民間その他	1,466,824	3,884,956	5,351,781
顧客との契約から生じる収益	2,300,024	7,083,409	9,383,433
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	2,300,024	7,083,409	9,383,433

(2) 収益を理解するための基礎的な情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期首	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権	532,007	841,969
契約資産	2,179,965	2,846,058
契約負債	337,208	180,467

- (注) 1. 契約資産は、顧客との建設コンサルタント事業に係る契約のうち、履行義務が一定の期間にわたり充足される場合に該当するものについて、期末日時点で収益を認識しているが未請求の履行義務に係る対価に対する権利に関するものです。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えます。
2. 契約負債は、顧客との建設コンサルタント事業に係る契約について、一定の支払い条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩します。
3. 当事業年度に認識した収益のうち、当事業年度の期首の契約負債に含まれていた金額は317,061千円です。



②残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は1,728,062千円であり、顧客との建設コンサルタント事業に係る契約に関する取引によるものです。当該取引は契約の履行に応じ、期末日後概ね3年以内に収益認識される予定です。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	4,621円30銭
2. 1株当たり当期純利益	381円06銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2022年12月8日開催の取締役会において、株式会社ユニオン・コンサルタントの全株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結、2022年12月16日、全株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称	株式会社ユニオン・コンサルタント
事業の内容	地質調査業

② 企業結合を行った主な理由

北海道エリアの拠点として、相乗効果による受注増を目指すため。

③ 企業結合日

2022年12月16日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	85,000千円
取得原価		85,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(4) 発生したのれん金額、発生原因、償却方法及び償却期間  
現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳  
現時点では確定しておりません。

(6) その他

2023年11月期の第1四半期会計期間より、従来の単体決算から連結決算への移行を  
予定しております。

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年1月17日

川崎地質株式会社  
取締役会 御中

みおぎ監査法人  
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 新 川 良 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 中 村 謙 介 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎地質株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、監査統括部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月20日

川崎地質株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 相 山 外代司 ㊞

監 査 等 委 員 今 井 實 ㊞

監 査 等 委 員 小 代 順 治 ㊞

(注) 監査等委員今井實氏及び小代順治氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え安定配当の維持を基本としております。

#### 期末配当に関する事項

第72期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は22,226,250円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年2月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書き」に規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容は次の通りであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示）</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u>	（削除）

現行定款	変更案
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u>
(新設)	第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
(新設)	② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
(新設)	<u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>
(新設)	第1条 2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。
(新設)	② 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員6名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数	取締役会 出席回数
1	再任 橋本 泰浩 (1961年2月9日生)	1983年4月 当社入社 2007年4月 当社西日本支社技術部長 2015年3月 当社理事西日本支社シニアエンジニア 2015年4月 当社理事戦略企画本部技術企画部長 2017年2月 当社執行役員西日本事業本部長兼西日本支社長 2018年2月 当社執行役員戦略企画本部長 2018年2月 当社取締役執行役員戦略企画本部長 2020年2月 当社代表取締役社長兼戦略企画本部長 2021年4月 当社代表取締役社長（現任） (取締役選任理由) 当社の事業部門および技術統括部門の運営に係る豊富な経験・実績・見識を有し、代表取締役として当社の持続的な発展に尽力しており、今後も企業価値向上を担う者として適任である。	2,080株	15回/15回
2	再任 中山 健二 (1957年7月16日生)	1980年4月 当社入社 2002年4月 当社西日本支社技術部長 2007年4月 当社技術本部技術統括部部长 2009年4月 当社技術本部技術統括部部长 2010年3月 当社理事技術本部技術統括部部长 2013年2月 当社執行役員技術本部技術統括部部长 2014年2月 当社執行役員技術本部長 2015年2月 当社取締役執行役員事業本部長 2015年4月 当社取締役執行役員首都圏事業本部長 2020年2月 当社取締役常務執行役員監査統括部部长（現任） (取締役選任理由) 当社の事業部門、技術統括部門、監査統括部門の運営に係る豊富な経験・実績・見識を有し、内部統括等、当社の持続的な発展に尽力しており、今後も企業価値向上を担う者として適任である。	3,027株	15回/15回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数	取締役会 出席回数
3	再任 おお  た し ろ う 太 田 史 朗 (1973年7月10日生)	<p>1996年4月 当社入社</p> <p>2008年9月 当社北日本支社技術部長</p> <p>2011年3月 当社理事北日本支社技術部長</p> <p>2011年12月 当社理事北日本支社技術開発部長</p> <p>2013年2月 当社取締役執行役員北日本支社長</p> <p>2021年2月 当社取締役常務執行役員北日本支社長</p> <p>2021年4月 当社取締役常務執行役員事業企画部長</p> <p>2022年4月 当社取締役常務執行役員企画・技術本部長（現任）</p> <p>（取締役選任理由） 当社の事業部門の運営に係る豊富な経験・実績・見識を有し、販路拡大等、当社の持続的な発展に尽力しており、今後も企業価値向上を担う者として適任である。</p>	2,715株	15回/15回
4	再任 つち こ ゆう いち 土 子 雄 一 (1962年2月23日生)	<p>1984年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>1994年5月 同行国際総括部詰調査役富士銀行信託会社（ニューヨーク）出向</p> <p>2004年7月 みずほ銀行朝霞支店長</p> <p>2007年5月 同行函館支店長</p> <p>2012年11月 みずほフィナンシャルグループグループ人事部人材開発室長</p> <p>2013年12月 当社入社理事財務本部財務・株式部長</p> <p>2015年2月 当社執行役員経営管理本部財務・株式部長</p> <p>2017年2月 当社取締役執行役員経営管理本部財務・株式部長</p> <p>2018年4月 当社取締役執行役員経営管理本部財務企画部長</p> <p>2020年2月 当社取締役執行役員財務企画部長</p> <p>2021年4月 当社取締役執行役員経営管理本部財務企画部長（現任）</p> <p>（取締役選任理由） 金融機関での豊富な経験・実績・見識を有し、財務・株式部門で当社の持続的な発展に尽力しており、今後も企業価値向上を担う者として適任である。</p>	1,895株	15回/15回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数	取締役会 出席回数
5	<p>新任</p> <p>はまだ たいじ 濱田 泰治 (1969年9月2日生)</p>	<p>1994年4月 当社 入社</p> <p>2014年4月 当社事業本部地盤部長</p> <p>2020年2月 当社首都圏事業本部長</p> <p>2020年3月 当社理事首都圏事業本部長</p> <p>2021年2月 当社執行役員首都圏事業本部長</p> <p>2021年4月 当社執行役員関東支社長 (現任)</p> <p>(取締役選任理由)</p> <p>当社の事業部門の運営に係る豊富な経験・実績・見識を有し、事業推進等当社の持続的な発展に尽力しており、今後も企業価値向上を担うものとして適任である。</p>	605株	一回/一回
6	<p>新任</p> <p>ぬまくない まこと 沼宮内 信 (1969年9月12日生)</p>	<p>1994年4月 当社 入社</p> <p>2009年4月 当社北海道支店長</p> <p>2013年2月 当社理事北海道支店長</p> <p>2013年6月 当社理事本社営業本部営業企画部長</p> <p>2021年4月 当社理事事業企画部事業推進部長</p> <p>2022年2月 当社執行役員企画・技術本部副本部長 (現任)</p> <p>(取締役選任理由)</p> <p>当社の事業部門及び技術・営業統括部門の運営に係る豊富な経験・実績・見識を有し、事業推進や人材育成等当社の持続的な発展に尽力しており、当社の企業価値向上を担う者として適任である。</p>	1,500株	一回/一回

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対する株主等により提起された損害賠償請求の損害を当該保険契約によって填補することとしております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である今井實氏が辞任されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員である取締役候補者である蓮沼辰夫氏は補欠の監査等委員である取締役であります。本議案の承認可決を条件として同氏は、補欠の監査等委員である取締役を辞任により退任されます。

また、監査等委員である取締役候補者蓮沼辰夫氏は辞任される監査等委員である取締役の補欠として選任されるため、当社定款の定めにより退任した監査等委員である取締役の任期満了の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">新任</div> <div style="margin-right: 5px;">社外</div> <div style="margin-right: 5px;">独立</div> </div> はず ぬま たつ お 蓮 沼 辰 夫 (1952年9月8日生)	1971年4月 東京国税局入局 2002年7月 税務大学校研究部教授 2008年7月 東京国税局調査第二部統括国税調査官 2012年7月 練馬西税務署長 2013年9月 蓮沼辰夫税理士事務所開業(現任) 2019年1月 巴工業株式会社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 蓮沼辰夫氏は社外取締役候補者であります。
3. 蓮沼辰夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士の資格を有しており、引続き当該知見を活かし特に財務会計について、その専門の見地および見識により職務を適切に遂行していただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。
- なお、蓮沼辰夫氏は現在当社の補欠の監査等委員である取締役であります。
4. 本議案が原案通り承認可決され、蓮沼辰夫氏が監査等委員である取締役として選任された場合、当社は蓮沼辰夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
5. 当社は蓮沼辰夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、本議案が原案通り承認可決された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対する株主等により提起された損害賠償請求の損害を当該保険契約によって填補することとしております。
- 候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠の監査等委員である取締役の選任効力が満了となりますので、引き続き法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
く とう ひで お 工 藤 秀 男 (1958年4月17日生)	1977年4月 札幌国税局入局 2011年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官 2015年7月 国税庁長官官房東京派遣次席国税庁監察官 2017年7月 東京国税局調査第一部次長 2018年7月 芝税務署長 2019年8月 工藤秀男税理士事務所所長(現任) 2020年4月 株式会社アルテサロンホールディングス社外監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 工藤秀男氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 工藤秀男氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士の資格を有しており、その専門的見地および見識により職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 工藤秀男氏が社外取締役に就任した場合、当社は工藤秀男氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対する株主等により提訴された損害賠償請求の損害を当該保険契約によって填補することとしております。
- 候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 工藤秀男氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員の要件を満たしていません。

(ご参考)

取締役候補者の専門性および経験は以下のとおりです。

取締役（監査等委員を除く）

氏名	企業経営	営業・マーケティング	財務会計	法務・コンプライアンス	リスク管理	技術・研究開発	ESG	人事・労務
栃本泰浩	○	○			○	○	○	○
中山健二	○			○	○	○	○	
太田史朗	○	○			○	○	○	○
土子雄一	○		○	○			○	
濱田泰治	○	○			○	○	○	
沼宮内信	○	○			○	○	○	

監査等委員である取締役

氏名	企業経営	営業・マーケティング	財務会計	法務・コンプライアンス	リスク管理	技術・研究開発	ESG	人事・労務
蓮沼辰夫			○		○			

補欠の監査等委員である取締役

氏名	企業経営	営業・マーケティング	財務会計	法務・コンプライアンス	リスク管理	技術・研究開発	ESG	人事・労務
工藤秀男			○		○			

以上

# メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル地下1階  
三田NNホール  
TEL. 03-5443-3233 (代表)



### 〈最寄駅〉

- JR 田町駅より徒歩 5 分
- 都営地下鉄三田線三田駅直結 (A9 出口)
- 都営地下鉄浅草線三田駅より徒歩 3 分